

(2) 必要ある時は、ブロック長を参加させることもできる。

(経費)

第9条 町内会の諸経費は、別記規則によって定められた町内会費、その他の収入をもって充てる。

(会計)

第10条 1. 会計は、4月1日より翌年3月末日までとする。
2. 会計は、別に定める細則に基づいて行う。
3. 会計は、会計監査を受けなければならない。
4. 役員には、別に定める細則によって手当を支給する。

(公民館およびつどいの家の運営)

第11条 7丁目公民館、つどいの家の運営及び7丁目町内自主防災会規定については、別に定める。

【改訂経過】

附則1

この規約は昭和60年4月1日から施行する。
町内会に必用な細則は別に定める。

附則2

つどいの家増改築につき第11条改訂。
この規約は昭和62年4月1日から施行する。

附則3

第5条第1項、「町内会の円滑な運営を図るため、各組長によって次の役員を互選して、併記した任務を行う。」を「町内会の円滑な運営を図るため、各組より組長を選出し、次の役員を互選して、併記した任務を行う。また、町内会長に選出された組は、補助の組長を選出することができる。」に改める。

第5条第2項の役員に「配布物担当者」と追加し、任務として「町内会宛の文書の收受・配布準備」をするものとし、この任務内容を書記にも併記し、配布物担当者、書記のどちらかが、この配布物の任務を担当することとする。

また、ブロック長には「文書の收受・組への配布準備」を追記し、文書等を配布物担当者より受け取り、組長に配布するものとする。

この規約は平成11年4月1日から施行する。

附則4

- ・ 第3条(4) 日の里地区町内協議会を「日の里地区コミュニティ運営協議会」にあらためる。
- ・ 第5条2. 「ホームページ」担当者を追加挿入する。
- ・ 第5条3. 「役員組織表」の文言を追加
- ・ 同組織表の書記に関わる任務の内容に、「コミュニティ運営委員・広報責任者」を追加する。
- ・ 同「及び町内会宛の文書の收受・配布準備」を削除する。
- ・ 同組織表の環境部長、文化部長、体育部長を、各々「生活環境部長」、「教育文化部長」、

「健康福祉部長」に改める。

- ・ 同生活環境部長の任務に文言「河川」を追加挿入する。
- ・ 同組織表に「ホームページ担当者」を追加し、任務の内容を「ホームページの管理・広報」とする。
- ・ 第8条4. に「ホームページ担当者」を挿入する。
- ・ 第10条2. に「会計は別に定める細則に基づいて行う」を規定する。
同上の各項番号を繰り下げる。
この規約は平成17年4月1日から施行する。

附則5

第5条3. 役員組織表の教育文化部長の任務の内容「文化活動の推進責任者、日の里まつり実行委員」を「教育文化活動の推進責任者、日の里まつり担当者」に文言を改め、健康福祉委員長の任務の内容「体育活動の推進責任者」を「健康福祉活動の推進責任者」に文言を改める。
この規約は平成19年4月1日より施行する。

附則6

(事業) 第3条(3) 7丁目育成会関連事業
(役員) 第5条3、役員組織票、副会長「青少年育成協議会」
(青少年育成協議会の運営) 第12条 7丁目青少年育成協議会の運営については別に定める。
以上の事項を削除する。
この規約は平成20年4月1日より施行する。

附則7

第3条3. に「青少年育成会関連事業」を追加挿入する。
第5条2. に「青少年育成会会員」を追加し、同組織表に「青少年育成会会員」を追加し、任務内容を「青少年の健全育成に関する活動」とする。
第7条1. に「ただし、青少年育成会会員の任期は2年とする」を追加挿入する。
この規約は平成21年4月1日より施行する。

付則8

(事業) 第5条 (5) に「自主防災活動」に関する活動 を追加挿入する。
第11条 の つどいの家の運営 の後に 及び7丁目町内会自主防災会規定について を追加挿入する。
この規約は平成24年4月1日より施行する。

付則9

第5条2. に「但し、ホームページ担当者は書記が兼務することができ、青少年育成会会員は副会長が兼務することができる。」を追記する。
第7条1. の「ただし、青少年育成会会員の任期は2年とする。」を削除する。
この規約は平成27年4月1日より施行する。